介護保険事業者の指定更新について

【更新制度の概要】

事業者の指定基準の遵守状況を定期的に確認するため、介護保険法の規定により介護保険事業者は 指定の更新手続きが必要であり、「6年間の有効期間」が設けられています。

指定が更新されたときは、指定更新年月日から起算して原則6年間が有効期間となります。

この有効期間を更新するには事前に「更新申請」を行う必要があります。

- ・<u>更新申請を行わなかった場合(又は休止中の事業所)は</u>有効期間満了日の経過をもって 指定が失効します。(介護保険給付が受けられなくなります)
- ・人員や設備等の基準を満たしてない場合(←指導対象)は、指定の更新はできません。

【更新申請の方法】

下記の手順に従って更新申請書類を提出してください。

①指定更新のお知らせ・意向確認について

- ・指定「有効期間満了日」の約3か月前になりましたら、市から事業所あてにメール等により「指定更新等のお知らせ」を行います。
- ・所定の回答期限までに、添付されている『指定更新申請に係る意向確認票』を記入、提出のう え、指定更新の意思表示を行ってください。

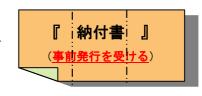
※訪問型基準緩和サービス,通所型基準緩和サービスは『指定更新申請に係る意向確認票』の提出は不要です。

※手数料の納付について

- ・介護予防訪問介護相当サービス,介護予防通所介護相当サービス(以下「相当サービス」)の うち,一体的にサービスを提供する【居宅サービス】,【地域密着型サービス】と指定有効期間満 了日が同一であり,【居宅サービス】,【地域密着型サービス】と同時に更新申請する場合は,審 査手続きが重複することから,【居宅サービス】,【地域密着型サービス】の更新手数料(ともに 8,700円)のみ納付することで,相当サービスの更新手数料の納付は不要になります。
- ・訪問型基準緩和サービス、通所型基準緩和サービスは更新手数料の納付は不要です。
- ・相当サービスのみ新潟市から指定を受けている場合,または一体的にサービスを提供する【居 宅サービス】、【地域密着型サービス】と有効期限満了日が異なる場合は、新潟市介護保険法関係 手数料条例に基づき、更新手数料の納付が必要です。

この手数料は『納付書』による納付となります。

・意向確認票による指定更新の意向が確認できた場合に, 市より納付書を発行いたします。



(万一, 更新等のお知らせがない場合・納付書が送付されない場合は, 早急にご連絡ください。)

②更新申請書類の作成

『記載例等』をご参照のうえ、所定の様式等で作成してください。



※提出書類の体裁

原則としてA4用紙で作成し、できるだけ"ホチキス止めしない"で提出してください。



③更新申請書類の提出

<u>所定の提出期間内</u>に、郵送、電子メール又は窓口提出により<u>新潟市役所介護保険課へ提出</u>してください。

(→提出期間:有効期間満了日の3か月前~30日前までの間)

【休止中事業所の取扱い】

- ・ 休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。
- ・ 休止中の事業所は,所定の提出期限までに<u>事業を再開</u>した上で,更新申請を行うか, 事業所を廃止する必要があります。

【 更新申請書類一覧 】

◎:既に市長に提出している書類からの変更の有無に関わらず、必ず添付が必要な書類

○:既に市長に提出している書類から変更がある場合のみ、添付が必	要な書類

			サービスの種類 ・申請書類	介護予防訪問介護	訪問型基準緩和サービス	介護予防通所介護	通所型基準緩和サービス
更新	更新申請書(第11号様式)			©	0	0	0
	領収証書等の写し(更新手数料(8,700 円)納 付に係る)※1			0		0	
添付	添付書類等確認表(別紙1~4)			別紙 1	別紙 2	別紙 3	別紙 4
		(1)	従業者の勤務の体制及び勤務 形態一覧表	© %2	0	⊚※2	0
	 込 ず	(2)	従業者の資格を証する書類	© ※ 2	0	⊚※2	0
	是出	(3)	別に通知する介護給付費算定 に係る体制等届出書	0		0	
		(4)	誓約書	0	0	0	0
夏 カ あ	変更がある	(5)	利用者(入所者)からの苦情を 処理するために講ずる措置の概 要を記載した書類 ※3	0	0	0	Ο
与 在 <i>0</i> <i>3</i>	場合のみ是	(6)	事業所(施設)の <u>建物</u> の登記事項証明書、賃借契約書の写しその他の使用権原を証する書類	0	0	0	Ο
	出	(7)	事業所(施設)の <u>敷地</u> の登記事 項証明書、賃借契約書の写しそ の他の使用権原を証する書類		0		Ο

^{※1:}該当するサービスと一体的に行う「居宅サービス」又は「地域密着型サービス」の有効期間満了日が 同一であり、同時に更新申請する場合は、審査手続きが重複することから手数料の納付は不要

※3:住所・事業所名・連絡先・対応者氏名のみの変更については提出不要

^{※2:}該当するサービスと一体的に行う「居宅サービス」又は「地域密着型サービス」の有効期間満了日が 同一であり、同時に更新申請する場合は、提出不要